

町田コストコ車路スロープ崩落事件控訴審判決

龍谷大学刑事判例研究会

森 川 智 晶

- I. 事案の概要
- II. 本判決の要旨
- III. 分析・検討

本稿において取り扱うのは、東京高判平成28年10月13日東高刑時報67巻1＝12号142頁である。これは、いわゆる東日本大震災により、コストコ多摩境店の駐車場のスロープが崩落することによって発生した死傷事故につき、一級建築士としてその設計に携わった被告人の行為に対する業務上過失致死傷罪（平成18年法律第36号による改正前の刑法211条1項前段）の成否が問われた事案である¹。本判決は、被告人に過失犯の成立を認めた原判決²を破棄し、被告人を無罪とした。その後に再捜査が実施されたが、これは打ち切りとなったため、本件は本判決をもって確定した³。

1 本件、原判決および本判決を取り上げている論考として、船山泰範「建築設計・施工における刑事責任—コストコ事件を手がかりに—」法学紀要59巻（2018年）55頁以下。そして樋口亮介「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み（3）」法曹時報70巻2号（2018年）22頁 注164。

2 東京地判立川支部平成28年2月8日LEX/DB25542742。

3 「再捜査の建築士ら、東京地検不起訴に 町田・スロープ崩落事故」『朝日新聞』2017年7月19日 朝刊 33頁。なお、日経アーキテクチュア No.1105（2017年）42-43頁によると、本件事故により、コストコ社と保険契約を結んでいた欧州保険会社と米国保険会社は、本件被告人、意匠設計担当者および施工担当者等に対して民事訴訟を提訴しているようである。

I. 事案の概要⁴および原判決の要旨

1. 本件店舗

本件店舗は、コストコホールセールジャパン（以下、コストコ社という）が営業する会員制の大規模倉庫型スーパーマーケットであり、地上4階建て（1階と2階が店舗、3階と屋上部分にあたる4階が駐車場）の建築物であった。そして本件店舗は、本体部分の建物とこれに接続する車路スロープ（以下、「本件車路スロープという」）で構成されていた。なお本件車路スロープは、その外側にのみ柱が設置された非独立建物であった。

2. 「本件接合部」

本件車路スロープから本体建物に車が入り出す部分は上下段とも各6箇所あった（以下、これを「本件接合部」という）。本件都合部は床スラブと連続しておらず、雨水を落とすための隙間が設けられており、ガセツトプレートのみで接合されていた。

3. 当初の設計の経緯

アメリカのコストコ本社の委託を受けたアメリカの設計会社X社との建築設計・監理業務委託契約の締結によって現地設計事務所となった意匠設計を専門とするW社は、V社（代表取締役B）に構造設計等を委託した⁵。

4 本件においては、被告人を含めた複数の関係者が関与していたことに加え、専門用語も頻出している等も相まって、事実関係が複雑である。この点については、船山 法学紀要 59巻57頁を参照。

5 本判決において、意匠設計と構造設計の関係は、以下のように理解されている。

「意匠設計は、施主が希望する建物を、建物全般と仕上げ詳細を意匠図として作成し、構造設計は、その計画で想定される加重や外力等に耐えられるように建築するためにはどのような構造にすれば合理的に安全性を確保できるかを検討し、構造計算で確認して、構造図を作成する。意匠設計が施主の意向や建物の用途、仕様に沿って意匠図を作成するのに対し、構造設計は構造安全性を確保することを第一とする。一般的には、意匠設計を専門とする設計事務所が、

本件店舗の設計・工事監理の統括責任者は、W社の代表取締役であるDであり、その下で同社設計部長のEが実質的責任者となって、設計全体を取りまとめるとともに意匠設計を担当した。そしてW社のFが日米のコストコ社やX社との窓口となった。なおD、E、Fはいずれも一級建築士であった。当初、本件店舗の設計は以下のように進められた。

(1) W社らの設計構想は、①本体建物も本件車路スロープもいずれもブレース付きラーメン構造とするとともに、本件車路スロープを独立建物とはせず、②ガセットプレートのみで本体建物と接合させ、③車路スロープの床スラブは本体建物の床スラブとは全て切り離す、というものであった。

(2) W社のDが作成した本件接合部にかかわる矩計図においては、車路スロープと本体建物の床スラブが切り離されて図示され、この隙間の下にステンレス製の雨樋を設置すると記載されていた（以下、これを「本件矩計図」いう）。

(3) V社のBが作成した構造図のうち本件接合部にかかわる図面は、いずれも本体建物と本件車路スロープとの間に梁ないし床スラブで連続させるようになっていた（以下、これを「変更前構造図」という）。同人が作成した構造計算書には、車路スロープの応力について、「剛床部に加力する」との記載があった（以下、これを「変更前構造計算書」という）。

(4) W社はコストコ社を代理して、本件矩計図を添付せずに町田市へ建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けた。

ㄨ 施主から設計を委託され、同事務所が構造設計を専門とする設計事務所に構造設計を委託することが多い。構造設計担当者は、施主の希望や意向が反映された意匠図などの資料を基に、施主が希望し、かつ、建築基準を満たす構造設計を行う。しかし構造安全性を優先するため、意匠設計担当者に対し、意匠設計の変更を助言したり、修正を依頼することもあるが、意匠設計担当者も、施主の意向により、構造設計の変更を求めることもある。」（東高刑時報67巻1＝12号146-147頁）

なおW社は設備設計等をU社に委託した。

4. 構造変更の経緯

上記の建築確認申請の前後、コストコ社の本件店舗の建築計画の担当者であり一級建築士でもあったCは、経費削減と工期短縮のために、本体建物と本件車路スロープをいずれもラーメン構造に変更するため、構造設計業務を、構造設計を手掛けていた一級建築士の被告人に依頼した（以下、これを「本件構造変更業務」と呼ぶ）。当該業務は以下のようになされた。

(1) 本件構造変更業務は、被告人がこれに伴う構造計算を行い、変更箇所等をファックス等でBに送付し、V社において変更前構造図を修正した後、これを被告人が確認するという形で進められた。

このように建築士の変更を伴う構造変更を行うことは異例であり、更に、既に当初から関与していた設計者らの間で長期間にわたり協議を重ね、建築確認も下りていたタイミングで、同設計者らに知らされないまま構造変更が開始されていたことから、その者らの心境には複雑なものがあったという。そして本件構造変更業務は、約1か月の間に行われた⁶。

(2) 被告人は本件構造変更業務を開始するにあたり、自らの経験、本件矩計図ならびに変更前構造図および変更前構造計算書の内容等から、従前の設計も、本件車路スロープと本体建物の床スラブを本件接合部で連続させるものと理解していた⁷。

(3) 被告人は、本件接合部にかかわる構造図においてコンクリートの厚さを変更したが、その他の構造図に特段の変更を加えなかった（以下、これらを「変更後構造図」という）。被告人は、構造計算書において本件接

6 本件構造変更業務とその実施期間につき、構造設計を専門とする江尻憲泰は、「常識から考えて『期間が短すぎる』と言わざるを得ない」、「私が担当するならば新築での構造設計と同じ期間を要求する」と述べている（日経アーキテクチュアNo.1105 47頁）。

7 被告人は、本件接合部の床スラブを連続させていなかった本件矩計図を、車路スロープを本体建物とは別建物とすることを前提にしているとしか受け取れないおかしい図面であると考えた。

合部の床スラブを連続させて接合する内容の構造計算を行った（以下、これを「変更後構造計算書」という）。

5. 本件構造変更業務後の事情

Bは電話で被告人に対し、本件接合部のスラブがつながっていない等の話をし、本件車路スロープの外側にブレースを入れることを提案した。被告人は、Bのスラブがつながっていないとの話に、変なことを言うと思うつつ、Bの提案を受け入れて0通りにブレースを入れる構造とした（以下、この被告人とBとの電話を「本件電話」という）⁸。

Fは、被告人宛（Ccの送信先をB、D、E）に、Bからの報告で確認したい点として、「長い車路がピン接でスラブとしては3階の1スパンでのつながりがあるだけなのですが、クラック⁹が発生しないかどうか意見を聞かせて下さい。」というメールを送信した（以下、このメールを「Fメール」という）¹⁰。

6. 崩落事故の発生およびその原因

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、本件店舗付近は、震度5弱から5強程度の揺れに襲われ、本体建物と車路スロープが崩落した。これにより、下段スロープおよび上段スロープにいた被害者らを転倒させるなどして2名が死亡し、6名が負傷した。

本件事故の主たる原因は、ガセットプレートにその耐力を上回る地震力

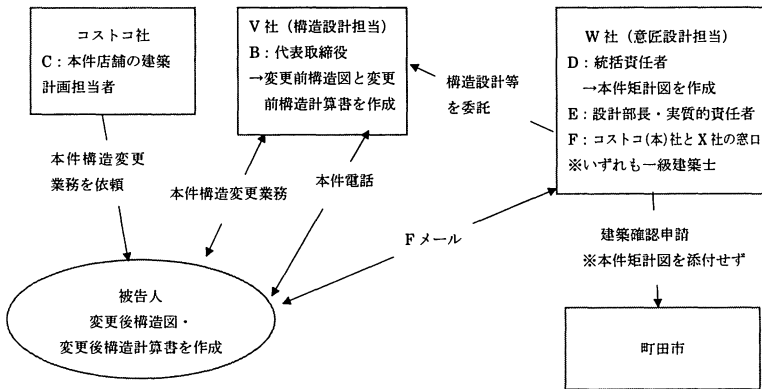
8 このBの提案により、本件店舗建物はラーメン構造、本件車路スロープはブレース付きラーメン構造となった。そして同月22日頃、Bは、被告人の設計で気付いた問題点をFに電話で報告した上、「A氏（被告人：筆者）の設計に関する問題点」と題するメモを作成してW社とX社に送付した。

9 クラックは亀裂やひび割れを意味する。

10 Fメールに対する被告人の返答の内容は明らかにならなかった。

がかかり破断したことであった¹¹。

以上の事実関係のうち主要な事項を図示すると、あらまし次のようになる。



7. 原判決の要旨

以上の事実関係をもとに原判決は、被告人に業務上過失致死傷罪の成立を認めて禁錮8か月、執行猶予2年に処した。その理由は概ね以下の通りである。

床スラブで連続させていないことが記載されている本件矩計図をみていたことを主たる根拠として、被告人は、「当初から関与していた設計者の間では、本件接合部につき、被告人の構造設計とは異なり、床スラブでつながないという設計構想が共有されていることを容易に認識することが可能であった。さらに、この設計構想が施工者に引き継がれて、本件接合部

11 また、ブレースを付けたことによって本件店舗建物と本件車路スロープの水平方向の振動差が生じやすい構造となり両者に異なった挙動が生じたことも、本件事故の原因となったと認められている。

を床スラブで接合しない施工がなされることを予見できた。」¹²

そして「高度の注意義務を負う構造設計担当者としては…本件接合部の床スラブをつなげなければならないということを…意匠設計担当者のD、Eに確実に伝え、Dらがその内容を正確に把握できるよう適切に配慮すべき注意義務があった」¹³として、被告人がこの注意義務に違反したことを認め、もって被告人の過失を肯定した。これに対して弁護人が控訴した。

II. 本判決の要旨

本判決は、被告人と主にB、DおよびEを指す「従前の設計担当者ら」の配慮義務（下記1）、従前の設計構想（下記2）、そして被告人の「特段の事情」に関する予見可能性（下記3）を判示して、被告人の注意義務違反を否定した。

1. 被告人らの配慮義務

(1) 「本来的な配慮義務」の射程

「原判決が説示するような配慮義務は、意匠設計担当者や構造設計担当者の各立場を踏まえても、協働して設計を行う契約当事者双方にあり、かつ、高度の注意義務を負担する建築士相互間に認められるものである」。
(東高刑時報67巻1=12号154頁)

(2) 被告人らの「本来的な配慮義務」の内容および被告人による当該義務の履行

本件構造変更業務の内容上、「被告人を除く設計担当者らには、構造設

12 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について(2)。ここで、原判決は、被告人が本件電話においてBから本件接合部を床スラブで接合しないという話を聞いていたことにも言及している。

13 同上。

計の内容に変更があることを予測できる状況があり、専門家である建築士間においては、構造設計の変更があるのであれば、構造図や構造計算書によってその認識を共有することが予定されているのであるから、他の建築士らは、変更後構造計算書及び変更後構造図を通じて変更部分を認識し、その趣旨を把握できる状況があったものといえる。」それゆえ「通常は、意匠設計担当者らにおいて、変更後構造図及び変更後構造計算書等を通して変更内容を確認すべき義務があったというべきである。」(同 153-154 頁)

他方、「変更後構造図及び変更後構造計算書は、床スラブを連続することが前提となっており、建築士が通常の注意義務を払えばそれを認識することが可能となるものであった」。それゆえ、「被告人は、適切な構造図や構造計算書を作成し、それを示すことにより、本来的な配慮義務（被告人の構造設計の内容が、他の者に正確に把握できるようにすべき義務）を尽くしていると評価できる。」(同 155 頁)

(3) 「特段の事情」

「もっとも、通常ではない特段の事情…変更後構造図を踏まえても、なおそこに示された施工をしないこと（スラブを接合しないこと）が想定されるところとして配慮義務を尽くすべき事情があり、それについても被告人が予見可能であったとするならば…配慮義務が生じることも考え得る。」(同 154-155 頁)

2. 従前の設計構想に関する評価

構造計算の指針を示していた当時の文献¹⁴、構造設計の専門家 S らの各原審証言によると、「構造設計の見地からは、本体建物と車路スロープの

14 建設省住宅局建築指導課監修『構造計算指針・同解説』1991年版。

構造設計のように異種の構造を併用し…平面的に構造が異なる本件店舗のような場合」、本件接合部を「ガセットプレートのみで本体建物と車路スロープを接合することは危険」であり、このような「構造設計は一般的には採用され難いものであった。」(同 156-157頁)

3. 「特段の事情」の予見可能性判断

(1) 変更前構造図と変更前構造計算書

変更前構造計算書は、「車路スロープに加わった応力について、『剛床部に加力する。』と記載され、本体建物に流すという構造計算がされており、本件接合部を床スラブで接合する前提となっていた。」

変更前構造図は、上記の従前の設計構想に関する判示、各図面の内容の他、S社の報告書、R社の評価、当時の建築基準法施行令81条およびHの証言を踏まえると、「床スラブを接合することを前提とした記載がされているとみることができるものであった。」

したがって、変更前構造図および変更前構造計算書を「通常の構造設計担当者が見た場合には、床スラブを連続する設計構想をしていたとみるはずのものであった」¹⁵。(以上、同 156-160頁)

(2) 本件矩計図

「スラブが接合しないことを唯一示す」本件矩計図が建築確認申請からは除外されたことは、「建築物の安全性を図るためにその最低基準を定めてその遵守を確保し、実効性を保持する手段として設けられた建築確認申請の在り方からすると、本来予定されておらず、構造計算を専門とする建

15 なおBは原審において、本件接合部をガセットプレートのみではなく、リブプレートによって補強するつもりであったと述べているが、このことを実際に自己の構造図に示していなかった(東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について (3)イ)。

築士が担当をしていながらこのような申請をすることは通常は想定し難く、「むしろ、変更前構造図や変更前構造計算書は、床スラブが連続することで一貫していると理解されるのであるから、通常の見方からすると、建築確認申請時に、本件矩計図を提出しなかった趣旨は、構造設計の内容と異なるから除外されたものとみる余地が大きい。」このことは、「構造図と意匠図に齟齬があり、建築確認申請が終わった後であれば、構造図を優先して構造体の建築計画を行うことが通常であるとの指摘や…建築確認後は…構造図を優先するというHの証言からも裏付けられる。」

したがって、「床スラブを連続させる前提を取るならば、本件矩計図は、構造設計の見地からは除外すべき内容の図面であると理解したとすることは、一般的に相当な判断であったといえる。」(以上、同 160-163頁)

(3) 本件電話およびFメール

本件電話におけるBの車路スロープにブレースを取り付けるという提案は、「スラブを接合する前提であれば構造物の安全を図ることはできるものの、スラブをつなげない前提であるとすれば、通常は想定できない提案であることが明らか」であった。(同 163-165頁)

「Fメールは、Bメモを受けて、Fが本件接合部をスラブでつなげることを認識していたことを示すもの」であり、従前の設計担当者が「Fメールを受けながら、これに対して疑問を呈することすらしていないことも併せ考慮すれば、被告人が…上記設計担当者間において本件接合部においてスラブが連続しない前提でいたことを認識できる余地は極めて乏しかったとみるのが相当である。」(同 165-166頁)

以上のことを理由として、本判決は、「被告人がFメールを受信した頃までの時点において¹⁶、被告人がさらに床スラブを接合することを説明し

16 本判決は、原判決においては被告人の配慮義務違反の時期が明示されてい

なければ、それを接合せずに施工されることを予見することはおよそ困難であったというべきであり、原判決のいう配慮義務を果たすべき前提となる予見可能性があるとすることには合理的な疑いがある」(同 166頁)とする¹⁷。

Ⅲ. 分析・検討

1. 「配慮義務」

(1) 本件における注意義務の具体的形態としての配慮義務

本件において争点となっている義務は、原判決および本判決において、「配慮義務」と呼ばれている。この義務は、原審において罪となるべき事実として示されたものである。配慮義務とは、「構造設計担当者としては、本件接合部につき自己の構造設計と異なる施工がなされることのないように、本件矩計図の作成者であり、本件店舗の設計の総括責任者でもある意匠設計担当者に対し、本件接合部を床スラブにより接合する前提で構造設計をしたことを確実に伝え、同意匠設計担当者がその内容を正確に把握できるように適切に配慮すべき業務上の注意義務」¹⁸とされている。

原判決は、被告人がこの配慮義務に違反したと認めることによって過失犯の成立を肯定している。本件における配慮義務は、刑法上の注意義務そ

ゝないが、その内容上、「少なくとも施工管理上の過失まで含むものではなく、事実認定の補足説明の説示内容と併せると、Fメールを受信した頃までの時点をとらえて、被告人が過失を犯したと認定したものと理解される」(153頁)と述べている。

17 これに対して船山 法学紀要59巻 68頁は本件被告人のみならず、従前の設計担当者ならびに本件店舗の施工業者にも過失責任を認めるべきであったと主張している。

18 東京地判立川支部平成28年2月8日(犯罪事実)。なお訴因は、元々被告人の構造設計の内容自体に過失があるという内容であったが、その後に訴因変更がなされ、本文に挙げた内容とされた(東高刑時報67巻1=12号152-153頁を参照)。

のものである。本件における配慮義務は、例えば情報収集義務¹⁹のように、被告人に注意義務（結果回避義務）を認めうるための前段階に想定されるような義務ではない。また本件における配慮義務は、いわゆる「安全配慮義務」や「社会生活上の安全義務」よりも狭い射程のものである²⁰。

（2）配慮義務に関する原判決と本判決の相違

a. 原判決

原判決は、被告人の過失の有無を判断する際、①被告人の配慮義務の内容を一旦定め、②当該義務を被告人が履行可能であったのか否かを判断し、③ ①の配慮義務の内容を具体化した後に、④被告人がこの配慮義務に違反したことを説示している。

①原判決は、構造設計の目的は「建築物の構造耐力上の安全性を確保することにある」²¹とした上で、構造設計の担当者には、建物の「構造耐力上の安全性を脅かす要因については、これを除去するための十分な措置を講じるべき高度の注意義務が課されて」おり、「意匠設計と構造設計との間に齟齬があつては、統一的な建築物を建てることができない」から、被告人は、意匠設計担当者と構造設計担当者の設計の齟齬を認識可能であるならば、それを解消するために必要な措置を講じなければならなかったと

19 情報収集義務については、藤木英雄「過失犯の構造」同編『過失犯—新旧過失論争』学陽書房 1975年 31頁、松宮孝明『過失犯論の現代的課題』成文堂 2004年 154-155頁、更に、山本紘之「予見可能性の判断枠組みについて」川端博ほか編『理論刑法学の探求⑩』成文堂 2017年 120-121頁等を参照。

20 本件における配慮義務は、本件店舗の設計の統括責任者に対して、この者が自己の構造設計の構想を正確に把握するために必要な配慮をなすことを求める刑法上の義務であり、そして本判決における当該義務の内容は、本件事実関係に即して具体化されているため（これについては下記Ⅲ. 1.（2）b.（3）を参照）、広く他者に危険を及ぼさないことを内容としないからである。

21 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について（1）。

する²²。

ここでは、主に被告人の配慮義務の発生根拠として、(ア) 構造設計を専門とする一級建築士という被告人の地位、(イ) 建物の構造耐力上の安全性の確保というその職責が挙げられている。他方(ウ) 被告人に割り当てられた職掌としての本件構造変更業務は、明示されているわけではない。

このような配慮義務の判示からは、原判決が被告人らの分業形式をいかに理解しているのかわかる。原判決は、本件においては意匠設計担当者と構造設計担当者が本件店舗の設計のために分業していたと把握し、主として上記(ア)および(イ)を基にその配慮義務の内容を定めている。それゆえ被告人の配慮義務の内容を定めるにあたり、上記(ウ)は、重要視されていない。実際、原判決は、「構造設計担当者の負うところの大規模建築物の構造耐力上の安全性を確保する高度の注意義務は、専門家たる建築士としての職責自体にまずは由来するものであるから、契約関係の有無や施主の意向に左右されることはないというべきである」²³という。

②先のように配慮義務を一旦定めた上で、原判決は、被告人の当該義務の履行可能性を判断している²⁴。そこで認められているのは、(エ) 本件矩計図自体が意匠設計の構想を示し、かつその構想が本件店舗の安全性を脅かすものであること、(オ) 意匠設計の構想の内容が(特に従前の) 構造設計の構想の内容と一致していないこと、(カ) これらを被告人が少なくとも認識可能であったことである。

③(エ) から(カ) を踏まえて被告人の配慮義務をより具体的に定める

22 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について(1)。

23 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について(6)。

24 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について(3)。

ならば、その内容が原審の罪となるべき事実の記述²⁵のようになることは、了解可能である。被告人は、構造設計の担当者であり、なおかつ意匠設計と構造設計の構想の間に構造耐力の安全性を脅かす危険な齟齬が発生していたこと自体を認識していたからである²⁶。

④以上のことを前提にすると、被告人が本件矩計図をみていたにもかかわらずその内容を考慮しないまま本件構造変更業務を実施したことを被告人の義務違反行為と評価する原判決は、不自然ではない。原判決が建築確認申請から本件矩計図が除外されたことを被告人の過失の有無の判断において重要視していないことにも、同様の評価をなしうる²⁷。

b. 本判決

本判決の配慮義務に関する判示のステップは、原判決のそれとは異なる。本判決は、①被告人の「本来的な配慮義務」の発生根拠を挙げた上で、②当該義務の具体的な内容を定めた後、③被告人が当該義務を履行したと評価している。

①本判決においても、配慮義務の発生根拠として、原判決と同様に（ア）被告人の地位および（イ）その職責が考慮されている。配慮義務が

25 前掲註18が付された本文を参照。

26 東京地判立川支部平成28年2月8日 第4被告人の過失 2 配慮義務違反について（3）本件接合部を床スラブで接合しない施工がされることの予見可能性。

27 なお原判決（第4被告人の過失 1 配慮義務の存在について（3）ウ）は、Fメールに関して、その後にも被告人の設計構想が結局のところ本件店舗の施工に反映されなかったことに着目し、「本件矩計図に本件接合部が床スラブで接合されていないことが明示されていたことに加え、本件接合部の接合方法が構造安全上の重要事項であること、大型建物の設計に関与する構造設計担当者が高度な注意義務を負っていることからすれば、被告人が、Fメールを見て、D、Eも十分に本件接合部についての被告人の設計内容を理解していると軽信することは許されず、配慮義務を尽くしたものとはいえない」とする。原判決においてFメールは、被告人の配慮義務違反を基礎づける方向に働く事情として把握されている。

被告人と従前の設計担当者らという「契約当事者双方」²⁸に認められるとする点も概ね同様である。

②被告人の配慮義務の内容を定めるにあたって、本判決は、(ウ)被告人の職掌としての本件構造変更業務に着目している。就中、本件構造業務によると、(ウ. 1.) 被告人が構造変更をし直した後にBがその変更を図面に示し、これを被告人が確認することになっていたこと、(ウ. 2.) 従前の設計担当者らは、被告人が従前の設計構想に何らかの変更を加えることを十分に認識できる状況が認められるとされている。

これらの事情に鑑みて、本判決は、被告人の「本来的な注意義務」の内容を「本件店舗の構造変更を適切に実行すること」であるとする一方で、従前の設計担当者らの義務内容は、「被告人のなした本件店舗の構造変更の内容を確認すること」であるとしている(上記Ⅱ. 1. (2))。この判示からは、本判決が本件店舗の設計のために被告人と従前の構造設計担当者らが分業していたと理解していることを読み取ることができる。それゆえに、被告人と従前の設計担当者らの配慮義務の内容が異なるものになるとされている。被告人に割り当てられた本件構造変更業務は、被告人の注意義務の発生根拠としてだけではなく、その内容を構成する事情としても取り扱われているといえる²⁹。

③被告人が「本来的な配慮義務」を履行したのか否かは、被告人作成の変更後構造図および変更後構造計算書の内容が本件接合部を床スラブで接合することを示していたと読むことができたのかによって決定されている。本判決は原審における「信用のできるS社の報告書等」を挙げた上で、

28 もっとも、これがどの契約の当事者を指しているのかは判然としないが、おそらく当事者というのは本件構造変更業務に関わった被告人と従前の設計担当者らのことを内容としているのであろう。

29 注意義務の発生根拠が注意義務の内容に影響を及ぼしうることを指摘しているのは樋口亮介「注意義務の内容確定基準—比例原則に基づく義務内容の確定」高山佳奈子・島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』2014年 成文堂 219頁。

「建築士が通常の注意義務を払えば」変更後構造図および変更後構造計算書から本件接合部を床スラブで接合することを認識可能であったとして、被告人が当該配慮義務を履行したとしている。被告人が当該義務を履行したのか否かを判断する際には、原判決とは異なり、意匠設計と構造設計の構想に生じていた齟齬の予見可能性は、本判決にとっては差し当たり重要ではない。本判決によると、その齟齬の解消は、従前の設計担当者によって履践されることが期待されうるからである。そのため当該齟齬の解消は、被告人の本来的な配慮義務の内容から除外されている。

被告人の配慮義務の内容に存する原判決と本判決の相違は、その内容を被告人の構造設計担当者としての職責から演繹するのか、あるいは、その内容に被告人の職掌であった本件構造変更業務を反映させるのかという形で現れている。この相違は、被告人らの分業形式の把握の仕方によって生じているといえる。

c. 判例

注意義務の発生根拠を挙げる際に、ないしは注意義務の内容を定める際にどのような事情を考慮するのかという点につき、判例は従来から被告人の地位、職責および職掌ないし「職務の遂行状況」等を考慮しているとの指摘がなされている³⁰。これによると、そのような判例の態度は、最近では、温泉施設の一次処理施設の設計担当者であった被告人の過失を判断した渋谷温泉施設爆発事件上告審決定³¹や、国土交通省の工事事務所の課長であった被告人の過失が問われた明石市砂浜陥没事件第二次上告審決定³²にみられる。このような判例の理解を前提にすると、先にあげた本判

30 樋口亮介「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」法曹時報69巻12号(2017年)35頁。更に川田宏一「判解」法曹時報70巻6号(2018年)188-189頁も参照。

31 最決平成28年5月25日刑集70巻5号117頁。

32 最決平成26年7月22日刑集68巻6号775頁。古川伸彦「判批」刑事法ジャーナル

決の判示内容は、従来の判例の立場に沿ったものといえる³³。

(3) 被告人の本来的な配慮義務

本判決が定めた被告人の「本来的な配慮義務」の内容は、原判決のそれよりも限定的である。本判決によると、被告人に刑法上要請されるのは、原則として本件構造変更業務の適切な実施のみであるとしているため、原判決のように意匠設計と構造設計の齟齬の解消を被告人に義務付けてはいないからである。この判示は、以下のように分析することができるであろう。

従前の設計担当者らと被告人は、本件店舗の設計という共同作業においては、異なる立場にあったとみることができる。前者は本件店舗の設計を当初から担当していたのに対して、後者は本件変更業務という本件店舗の設計の一部分の業務を、途中から関与したからである。被告人らの間では、意匠設計や構造設計等の各人の専門性というよりも、更に細かな分業が成り立っていたとみることができる。

共同作業において分業がなされているならば、その内容に基づいて各人の責任の軽減がなされることが可能である³⁴。その上で被告人らの配慮義務の内容を検討するならば、次の二つの事情が重要になるであろう

ㄨ ナル43号（2015年）139頁、および中野剛「過失不作為犯の作為義務の発生根拠及び帰属主体の特定に関する、近時の最高裁判例の判断手法の分析」学習院法務研究10号（2016年）178-180頁を参照。

33 更に、古川伸彦「判批」判例セレクト2012〔Ⅰ〕法学教室389号（2013年）29頁、山本紘之「結果回避義務について」刑事法ジャーナル50号（2016年）28頁も参照。

34 このように指摘するのは、最近では樋口 前掲註29 254-255頁、すでに中義勝「過失犯における許された危険の法理・危険の分配」青木清相ほか編『過失犯（1）基礎理論 日沖憲郎博士還暦祝賀』有斐閣 1966年 54-55頁、山中敬一「信頼の原則」中山研一ほか編『現代刑法講座 第3巻 過失から罪数まで』成文堂 1979年 72-73頁。加えて谷口正孝「危険の分配」ジュリスト142号（1957年）21頁および24頁を参照。

う。従前の設計担当者らが被告人による構造変更を予測可能であり、その内容を確認する手はずになっていたこと³⁵、被告人は本件構造変更業務を短期間（約1か月）で実施し、これは業界内では異例であったということである。この諸事情を踏まえると、被告人に割り当てられた職務およびこれに基づく責任は、従前の設計担当者らに比べると軽度であったと解しうる。

したがって「本判決の本来的な配慮義務」に関する判示からは、被告人らの間に成立していた分業（役割分担）から生じる各人の職務（およびこれに基づく責任）を当該義務の内容に反映させるべきであるとの考えがあるといえよう。

（4）配慮義務の二層構造

本判決は、上のように被告人の「本来的な配慮義務」の内容を定め、これは適切に履行されたと評価しているが、このことをもって被告人の過失責任を否定したわけではない。本判決によると、被告人は、通常当該義務を履行するのみで責任を免除されるが、「特段の事情」を予見可能であるならば、過失犯の成立が肯定されうる。

本判決における「特段の事情」とは、「従前の設計担当者らが、本件接合部を床スラブで接合しない前提であったこと」である。この点を被告人が予見可能であるならば、被告人には、「それを踏まえて変更後構造図や変更後構造計算書に補足して説明すべき配慮義務」³⁶が認められるとされる。「特段の事情」の予見可能性には、被告人の配慮義務の内容を拡張する機能が与えられている。

35 仮に被告人の構造変更の内容に誤りがあったとすると、差し当たり、従前の設計担当者らがそれを是正するために必要な措置の履践を引き受けることになる。

36 東高刑時報67巻1＝12号156頁。

本判決は、被告人が「本来的な配慮義務」を履行していたと判示したことから、「特段の事情」の予見可能性の対象を本件接合部に関する従前の設計構想の危険性としている。被告人が変更前構造図・変更前構造計算書、本件矩計図および本件電話から従前の設計構想の危険性を読み取ることができたのかが、問題となる³⁷。

本判決のような配慮義務の形式は、すでに渋谷温泉施設爆発事件第一審判決³⁸に示されている。この第一審判決は、「確かに、大成建設の内部規定及び実務慣行上、設備取扱説明会の実施責任者は施工部門の担当者とされ、通常、設計部門の担当者が関与することはなく、また、設計担当者が施工担当者を指揮・監督する立場にもないことが認められる。設計部門担当者が設計意図を施工部門の担当者に適切に伝えるなどし、取扱説明会等で施工部門が設備の保守管理につき安全上遺漏のないように的確な説明がなされるように配慮していれば、特段の事情のない限り、施工部門の担当者を信頼し、設計部門の担当者が施工部門が行う説明内容を逐一説明するなどの万全の配慮を行うまでの必要はないともいえる」（傍点は筆者）と説示した³⁹。このように設計担当としての被告人に認められる配慮義務を示した後、第一審判決は、被告人は、施工担当者らがユニマット側に水抜き作業の重要性を説明することを信頼することはできなかったとし、結論において被告人に過失犯の成立を認めた⁴⁰。そしてこの判示を、本件の控訴

37 原判決は被告人の注意義務の内容を決定する際、本件における被告人らの関係性を構造設計担当者と意匠設計担当者の分業であると把握していたと解される（上記Ⅲ. 1. (2) a. を参照）。それゆえ原判決にとって、従前の設計構想の危険性は、「特段の事情」ではなく、むしろそれを認識可能な構造設計担当者が除去すべきものとされている。

38 東京地判平成25年5月9日刑集70巻5号210頁。

39 刑集70巻5号290-291頁。この判示がなされたのは、弁護人が、大成建設の内規上、施工部門がユニマット不動産側に対して設備の管理を説明することになっていたことから、設計担当であった被告人は施工担当者が水抜きバルブ等の保守管理上の重要性を説明することを信頼できたと主張したためである。

40 刑集70巻5号291-296頁。

審判決⁴¹ および上告審決定⁴² が是認した。

渋谷温泉施設爆発事件において、分業の相手方に対して的確な説明がなされるように配慮する義務に加えて「特段の事情」の存否について言及していることは、本判決の示す「配慮義務」と類似の内容である⁴³。

2. 「特段の事情」の予見可能性

従来から、判例は予見可能性の有無を判断する際には「一般人」を基準にしているとわれている⁴⁴。本判決も予見可能性を判断する際に、「通常

41 東京高判平成26年6月20日刑集70巻5号312頁（特に353-355頁および360-362頁）。これに対して稲垣悠一「判批」専修法学論集126号（2016年）418頁は、被告人自身が直接ユニマット不動産側に対して水抜き作業の意義や必要性などを確実に伝達することを内容とする注意義務を認めることには「疑問の余地がある」という。

42 上告審決定（最決平成28年5月25日）は、「被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである」という（刑集70巻5号121頁）。

これに対して、樋口 法曹時報70巻2号 21-22頁は、「上告趣意の主張は荒唐無稽なものとはいえず、『明らか』と述べるだけでは十分とは思われない。一方、信頼の原則を主張するだけでは、その主張が過失責任の成否にいかなる理由で影響を与えるかが明らかではない点で、その主張の法律構成は十分なものではない」と述べた上で、上告趣意を再構成している。更に北川佳世子「判批」法学教室433号（2016年）70頁や岡部雅人「判批」愛媛法学会誌 43巻1・2号（2016年）151頁も参照。

43 ドイツにおいては、小学校の改装工事の際に発生した建物の崩落事故に関して改装工事に従事していた現場作業員等の罪責が問われたBGHSt 53, 38; NJW 2009, 240が、本判決等と類似した構造の注意義務を示し、被告人らの過失責任の有無を判断した（我が国においてこの判例をすでに取り上げている研究として、山本紘之「組織活動における過失責任の所在について—近時のドイツの判例を題材に—」大東法学 21号1号 33頁以下がある）。

44 大判昭和4年9月3日大審院裁判例（3）刑法27頁および最判昭和27年6月24日集刑第65号321頁。いずれも、予見可能性判断において一般通常人が認識す

の構造設計担当者」や、「一級建築士」等の人物を行為者の立場に設定している。もっとも、一般人がどのような人物であるのかを定めたとしても、例えば、その人物がどのような事態を予見可能であったのかは、直ちに明らかとなるわけでない。

ここで、本判決の「特段の事情」の予見可能性に関する判示を以下①から⑤に分けて再度確認する。

①B作成の変更前構造計算書および変更前構造計算書を評価するにあたっては、「特段の事情」が、構造設計の見地からすれば、非一般的かつ危険であるという理解が前提となっている。この理解を裏付けているのは、当時の構造設計の指針となった文献⁴⁵、および同業他社の報告書等や被告人と同業の証人の原審証言である。

②その上で本判決は、行為時に妥当していた法令、同業他社の報告書や、被告人と同業の証人の原審証言を挙げ、これらの内容からすれば、変更前構造図を通常の構造設計担当者が見れば、床スラブを連続する設計構想であったとみるはずであると認定している。このことから、被告人がB作成の図面等から「特段の事情」を認識することは困難であったとされている。

③本件矩計図に関しては、これがW社による建築確認申請からは添付書類が除外されたという事実が指摘された上で、建築確認申請の目的からすると、そのような申請方法は「通常は想定し難い」とされる。ここでは、建築確認後は構造図を優先する旨のHの原審証言が援用されている。その

ㄨ することができた事情のみならず行為者の特に認識していた事情をも考慮している。

45 原判決も同様に本件接合部の接合方法の危険性を認定しているが、その際には本判決とは異なる文献（建築研究所監修『2001年版 建築物の構造関係技術基準解説書』）を援用している。もっとも両文献の内容はいずれも、本件店舗のように構造の異なる建造物をガセットプレートで接合することが危険であることを示すものである。

上で本判決は、被告人が本件構造変更業務にあたって本件矩計図を除外したことは「一般的に相当な判断であった」とする。W社が行った建築確認申請の非一般性、および当該申請後の構造設計の通常の態様を理由として、本件矩計図から「特段の事情」を予見することは「被告人に困難を強い」とする。

④本件電話における被告人とBとのやり取り、特に本件車路スロープにブレースを取り付けるというBの提案を評価する際にも、「特段の事情」が非一般的かつ危険であるという理解（上記①）が前提となっている。本判決は、Bの提案は本件接合部を床スラブで接合する前提でなければ「通常は想定できない」ものであり、通常の構造設計担当者にとって、従前の設計構想は「予見困難であった」とする。

⑤Fメールに関する評価において、本判決は、被告人の構造変更の内容を確認すべき注意義務を負っていたDがFメール受信後に被告人に対して本件接合部について何ら問い合わせをしなかったことに着目し、被告人には従前の設計構想の危険性（特段の事情）を「認識できる余地は極めて乏しかった」とする⁴⁶。

（1）考慮要素

以上の予見可能性判断において、本判決は法令、建築確認申請という公的な制度、一般人の行動の指針となる文献、そして証人の証言を、考慮要素として挙げている。特に、証人の証言が示す行為者状況における被告人と同業の者の通常の（仮定的）判断は、予見可能性の有無を決定するにあたって重視されている。更にいうと、それは、単に業界内部の慣行というよりも、同業者であれば「通常なすべき」ものとして取り扱われている。

予見可能性の有無を判断する際の考慮要素として、被告人と同業の者の

46 Fメールは本判決において、原判決とは異なり（前掲註27を参照）、被告人の過失を否定する方向に作用する事情として取り扱われている。

通常の行動を考慮するという姿勢は、すでに判例にみられるところである。例えば福知山線脱線事故強制起訴事件上告審決定⁴⁷においては、本件事故現場にATSを設置すること等を動機づける程度の危険に関する被告人らの予見可能性を否定する際に、本件事故以前には曲線へのATS整備などが義務付けられていなかったことに加えて、他の鉄道事業者が曲線にATSを整備しておらず、そしてATSの整備箇所を選別する方法を採用してなかったという事情等が挙げられている^{48 49}。

同業者のそのような行動は、予見可能性判断のみならず、注意義務の内容を定める際にも考慮されることがある。例えば、ジェットコースターの整備不良に起因する死傷事故に対する昇降機検査資格者であった被告人ら

47 最決平成29年6月12裁時1678号3頁。

48 上記考慮要素について、詳細に検討しているのは齊藤彰子「判批」刑事法ジャーナル54号（2017年）159-160頁。この検討に基本的に賛同していると思われるのは、谷井悟司「判批」法学新報125巻3・4号（2018年）157-159頁。また強制起訴に基づく福島第一原発事故の刑事裁判における津波の予見可能性判断につき「同業他社の運用」を考慮すべきであるとするのは、土井和重『『未知の危険』と過失犯における予見可能性—福島原発事故の刑事責任を巡る議論を契機として—』北九州市立大学法政論集 45巻3・4号（2018年）128-129頁。

49 吊橋の落下による死傷事故の過失責任が問われた一ツ瀬川吊橋落下事件判決（宮城地判昭和62年3月26日判例タイムズ663号213頁）は、検察官が注意義務の内容において主張した吊橋の設計基準が行為当時の吊橋の設計者には認識されていなかったことから、被告人らの過失を否定した。

その他には、ハイドロプレーニング現象に関する被告人の予見可能性判断が争点（の一つ）となった大阪高判昭和51年5月25日刑月8巻4・5号253頁および全日空宮崎航空滑走路オーバーラン事件控訴審判決（福岡高判宮崎支部昭和57年2月23日刑月14巻5・6号537頁）においても、同業者の行動が重要とされた。前者においては、行為当時の自動車運転手一般の振る舞い等に鑑みれば、被告人は高速道路におけるバス横転事故の原因となった（部分的）ハイドロプレーニング現象を予見することはできないとされた。これに対して後者においては、行為当時、被告人と同業の航空機操縦者にはハイドロプレーニング現象の発生条件やその航空機に対する危険性を認識していたことを示す事情が存在していたことから、同現象に関する被告人の予見可能性が認められた。

の過失責任が問われたエキスポランド事件判決⁵⁰においては、行為当時、建築基準法にはコースターの「法定定期点検」の具体的内容が規定されていなかったのに対して、同業者は遊戯施設の検査標準を定めたJIS規格の内容に従って法定定期点検を実施していたこと等から、「条理」のみならずJIS規格も考慮した上で被告人らの注意義務の内容を定め、結論において被告人らに過失を認めた⁵¹。

以上の諸判例に鑑みれば、本判決が予見可能性判断に際して被告人と同業者の通常なすべき行動を考慮する点も、従来からの判例の流れに沿ったものといえる。

(2) 判断手法

本判決は、被告人の立場に置かれた一般人がどのような事情を予見可能であったのかということよりも、むしろその状況において一般人がどのような判断をなすのが通常であるのかを問題としている。そして、一般人が「特段の事情」を通常は認識しなかったであろうといえることから、被告人に予見可能性を認めることはできないとの評価がなされている。行為者の予見可能性の有無は、行為者の立場に置かれた一般人の「通常の」判断（予見）によって決定されている⁵²。反面、ここでは一般人の予見「可能

50 大阪地判平成21年9月28日裁判所ウェブサイト。本判決の評釈として、上田 正和「判批」刑事法ジャーナル24号（2010年）87頁以下。

51 この事案におけるJIS規格の意義について検討しているものとして、谷井悟司「判例における刑法上の注意義務と刑法外の義務との関係性について」大学院研究年報法学研究篇 46号（2017年）381頁がある。谷井は、刑法上の注意義務を認定するための「刑法外の義務」の意義を機能的に分析し、JIS規格を「結果回避措置の内容を具体化する機能を有する類型」と解している（同 384頁、加えて386頁も参照）。他方、上田 刑事法ジャーナル24号87頁以下は、この事案におけるJIS規格と被告人らの注意義務の内容との関係に特段言及していない。

52 本判決は被告人の予見可能性を否定する文脈において、「通常」や「一般」という語を多用している。なお、原判決の予見可能性判断においては「通常」という語はほとんど用いられておらず、「一般」という語は、変更前構造計算書

性」判断は前面に現れていない。このような判断手法が採用されたのは、予見可能性の対象が従前の設計担当者の設計構想という高度に専門的な事柄であったために、一級建築士という一般人の予見「可能性」の内実を判断することが困難であったのかもしれない。

そして、被告人は「特段の事情」を予見不可能であったのではなく、それを予見「困難」であったとされている。とりわけ原判決の有罪判決の実質的根拠であった本件矩計図につき、本判決は、その図から「特段の事情」の予見可能性を被告人に認めるならば、被告人に「困難を強いる」という。つまり、このような形で「特段の事情」に基づき発生する配慮義務を被告人に課すことは適切でないとされているのである。

「特段の事情」の予見可能性を否定して被告人の過失を否定することからは、先ず、被告人の立場からは、従前の設計担当者らの作成した図面には格別の異常は見当たらなかったということが明らかとなる。この評価を支えているのが、一般人の「通常の」予見である。そして同時に、被告人からみて、従前の設計担当者らという分業の相手方が適切な行動をとるであろうと考えることが可能であったという評価も示されていると解しうる。このことは、Fメールに基づく予見可能性を否定する文脈において、従前の設計担当者らが本件構造業務について被告人に何ら問い合わせなかったことが重視されている（特に上記⑤、およびⅡ．3．(3)を参照）ことから読み取ることができる。この判示によって、被告人が「本来的な配慮義務」を履行したことのみならず、被告人にとっては、従前の設計担当者らが本件構造変更業務の内容を適切に把握していたと判断しえたという評価がなされている。

ⅴ の内容が本件接合部を床スラブで接合することを示すものと読めること、そして本件接合部に関する従前の設計構想の危険性であることを言及する際等に用いられている。またこの点から、本判決は、いわゆる「基準行為」概念を被告人の当該の予見可能性に転用していると解することが可能かもしれない。

「特段の事情」の予見可能性に関する判示は、被告人の構成要件実現の予見可能性のみならず、被告人の立場からの従前の設計担当者らの行動の評価をも含んでいるといえる。

3. 本判決の意義

最後に本判決の意義がどのような点に存するのかを検討する。そのためには、工事現場や工場において発生した事故につき、被害者と共同作業を行っていた被告人の過失責任を信頼の原則によって否定したといわれている諸判例⁵³の参照が有用である。そのような諸判例は、信頼の原則の適用に関して、概ね以下の諸点に着目していると思われる。

まず、(ア) 行為状況において危険作業をなす際の安全措置に関するルールが認められること、(イ) 被告人を含めた共同作業者らにはそのルールが周知されていたこと⁵⁴である。これらによって、共同作業の分業形式がいかなるものであり、その形式により生じる立場に基づいて被告人が通常どのような行動をとることになるのかが判断されている。

次に、(ウ) 行為状況が従前と異なっていなかったこと、(エ) 共同作業の相手方である被害者が問題となる危険の対処について認識していない等の「特段の事情」がなかったことである。これらによって、被告人の立場

53 例えば、高知地判安芸支部昭和43年12月17日下刑集10巻12号1231号（工事関係者以外の立入や通行のない工事現場において、被告人がダンプカーの後退作業を行った際に、作業監督者が轢死した事案）、大阪高判昭和50年8月29日高刑集28巻3号329頁（コンテナを天井クレーンにより工場から運び出す作業の際に、作業員がルールに反して移動中のコンテナに近づいたためにコンテナと足場台の支柱との間に挟まれて死亡した事案、この事案について検討を加えているものとして、例えば西原春夫「監督責任の限界設定と信頼の原則（下）」法曹時報30巻3号（1978年）24-26頁がある）、大阪高判昭和51年12月21日刑月8巻11・12号486頁（被告人がブルドーザーの後退操作をなす際に、その後退準備を手伝っていた被害者との接触した事案）等がある。

54 それゆえ、いわゆる「クリーンハンズ原則」が前提とされているわけではない。

からみて、行為状況に危険ないし相手方の不適切な行動が認められるのか否かが判断されている。特に（エ）は学説上信頼の原則の適用を留保する「信頼の相当性」といわれている。

本判決が被告人に割り当てられた本件構造変更業務の適切な遂行をその「本来的な配慮義務」の内容であるとしたのは、被告人らが共同作業を分業していたこと、被告人に割り当てられた当該の業務が従前の設計担当者のそれよりも限定的であったことを重視しているからであると解しうる⁵⁵。このような本判決の思考は、先の挙げた信頼の原則を適用した諸判例における（ア）および（イ）に相当する。いずれにおいても、行為状況における分業（役割分担）に基づき、被告人の通常なすべき行動がどのようなものであったのかにかかわる判断といえるからである。

そして本判決においては、被告人に配慮義務を生ぜしめうる「特段の事情」の予見可能性を認めることが困難であることから、被告人の立場からすると、従前の設計担当者らの図面に格別異常な点はみられず、被告人はこの者らが適切な行動をとるであろうと想定可能な状況にあったとされている⁵⁶。この判示は、先の諸判例における（ウ）および（エ）に合致している。いずれにおいても、行為状況および分業者の相手方（被害者）の行動に関する評価がなされているからである。もっとも本判決は、「特段の事情」の存否ではなく、その予見可能性を検討している。本判決における信頼の相当性判断は、先に挙げた判例の（ウ）および（エ）に存する思考を、本件の具体的な事実関係に適した形に取り込んだ上でなされていると評価することができる。本件においては、従前の設計担当者らが問題となる危険について習熟しているのかではなく、その者らが各人の業務を適切に遂行していたのかを検討する必要があったからである⁵⁷。

55 上記Ⅲ．１．（３）。

56 上記Ⅲ．２．（２）。

57 本件において信頼の相当性に関する上記（エ）の手法を用いても、最終的

本判決と先程取り挙げた信賴の原則に関する諸判例を対照すると、次のことが明らかとなる。本判決は、幾つかの点において既存の判例の立場を踏襲しつつも、信賴の原則の思考（特に、共同作業の分業者間の適正な負担軽減の必要性）やその判断手法を本件の事実関係に適合させた上で、被告人の注意義務の内容確定および「特段の事情」の予見可能性判断をなししていると評価することができる。本判決は、「信賴」や「期待」という語を用いてはいないが、先の諸判例と同様の判断手法、すなわち信賴の原則を用いて過失判断をしているといえる⁵⁸。

本判決には複数が関与する「特殊過失」事案に関する一判断としての意義が認められるだけでなく⁵⁹、他者と共同作業をなす個人の注意義務

ゝに被告人の過失を否定することになる。しかしこれは、本件のように複数の専門家が適切に自らの業務を遂行したのが問題となるケースにおいては、明確な過失判断とはいえないであろう。

58 樋口 法曹時報70巻2号 22頁 注164が本判決を信賴の原則の文脈において（同163-164頁）挙げているのは、適切な位置づけである。加えて同 前掲註29 246頁を参照。米田泰邦「刑事過失の限定法理と可罰的監督義務違反（下）」判例タイムズ 346号（1977年）40頁は、過失犯においては、他者に対して信賴が認められる範囲を事実関係から確認した後に、「信賴の原則的許容性を揺るがす」事情の有無を検討するべきであると主張している。更に西原 法曹時報30巻3号 7-11頁を参照。

59 最後に、原判決と本判決が、従前の設計担当者らの責任追及の可能性について言及している点を取り上げる。原判決は、東京地判立川支部平成28年2月8日（量刑の理由）2（2）において、被告人の過失（禁錮8か月、執行猶予2年）よりも、D、EおよびBならびに施工業者の担当者らの過失の方が重いと評価している。そして本判決は、D作成の本件矩計図に基づく被告人に「特段の事情」の予見可能性の有無に関する判示において、従前の設計担当者ら（特にDおよびB）が被告人に対して本件矩計図の引継ぎを怠ったことを認め（東高刑時報67巻1＝12号162頁）、更に被告人とBの「本件電話」に関する判示において、被告人に対して本件車路スロープにブレースを設定するというBの提案が、被告人の「特段の事情」の予見を困難にしたと指摘している（同165頁）。このような判示は、船山 法学紀要 59巻 62頁のいうように「通例あまりないことである。」

従前の設計担当者らに対する両判決の評価を踏まえると、本件は、従前の設計担当者らの過失の競合が問題となりえた事案であったといえる。両判決に

の内容確定（ないし各人の注意義務の分配の手法）のみならず、その種の事案と信頼の原則の関係についての理論的検討のためにも、参照価値を見出すことができる。

よると（本来的な）配慮義務は、被告人も含めた設計担当者らに対して相互的に認められるものであるから、過失同時犯が問題となりえた。過失競合の諸類型を詳細に整理・分析している論考である古川伸彦「過失競合事案における注意義務の重畳関係の論定」刑法雑誌52巻2号（2013年）297頁以下に従うと、本件は、少なくとも被告人と従前の設計担当者らの注意義務の重畳関係に関していえば、「並列型」過失競合の「水平的分業」に位置づけられるであろう。なお、本件被告人の弁護の主任を務めた細見孝次は、「檢察は本来起訴すべき相手を間違えた。訴因変更の段階で捜査をやり直すべきだった」という（『「檢察は正しい捜査を」コストコ・スロープ崩落、無罪の建築士」『朝日新聞』2016年12月10日 朝刊 34頁）。訴因については前掲註18を参照。また被告人以外の関与者らの責任追及を論じるものとして、前掲註17を参照。